

入札公告

次のように不用物件の売却について一般競争入札に付します。

令和7年1月16日

愛知県尾張水道事務所
所長 野口 興晴

1 売却物件

(1) 件名

電線屑類（被膜等有）の売却

(2) 予定数量等

約 5,000kg

※予定数量は被膜等附着物を含めた概算によるものであり、実際の代金の根拠及び引渡す電線屑の数量は、計量した際の数量とします。

(3) 売却にあたっての仕様

別添仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約の翌日から令和7年3月14日まで

(5) 物件所在（引渡し）場所

別添仕様書のとおり。

(6) 現場確認

現場確認を希望する場合は、令和7年1月16日（木）から令和7年1月24日（金）（日曜日及び土曜日を除く）までの午前9時から午後5時の間に以下連絡先まで電話してください。日程調整をします。

愛知県尾張水道事務所管理課 総務・管財グループ

電話 (0586) 45-1036

(7) 入札方法

ア 別紙様式を使用し、以下により入札書を作成してください。

単価（税抜き）欄に、金属屑の総価格から収集運搬処分及び有価物以外の処分費用等を控除した価格を予定数量（5,000kg）で割った1kgあたりの税抜き金額を円未満小数点第2位まで記入してください。記入金額に予定数量（5,000kg）を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）を金額（税抜き）欄及び入札金額欄に記入してください。

イ 契約は単価契約とし、納入する代金は、入札書作成時に記入した単価（税抜き）に計量証明書に記載された合計金額を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とします。

ウ 入札執行回数は2回までとします。

2 入札者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出日から落札決定までの間、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 確認申請書の提出日から落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）大分類「02. 物品の買受け」、中分類「01. 不用品買受」、小分類「01. 金属屑」に登録されている者であること。
- (6) 過去に国、地方公共団体又は特殊法人等との間で金属屑の売却に係る履行実績があることを証明したものであること。
- (7) 一宮市及びその隣接する愛知県内の市町村（稲沢市、清須市、北名古屋市、江南市、岩倉市）に本店（本社）、支店（支社）または営業所を有する者であること。

3 契約条項等を示す場所及び日時

(1) 場所

愛知県尾張水道事務所管理課 総務・管財グループ
一宮市昭和3丁目3番28号（郵便番号491-0917）
電話（0586）45-1036

(2) 日時

令和7年1月16日（木）から令和7年2月12日（水）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

4 入札参加申込みの受付の場所及び日時

入札に参加しようとする者は、事前に確認申請書の提出が必要です。

(1) 場所

3(1)に同じ。

(2) 日時

令和7年1月16日（木）から令和7年1月29日（水）（日曜日、土曜日及び休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和7年1月29日（水）午後5時必着とします。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 2(6)を証明する書類

ウ 入札保証金納付免除申請書（様式第5号）または入札保証金納付方法通知書（様式第6号）

※「8 入札保証金」を参照。

5 入札参加資格確認通知及び無資格者への理由説明

- (1) 入札参加資格を確認したときは、その結果を原則として入札日前5日までに、入札参加資格確認結果通知書（様式第2号）（以下「確認通知書」という。）により当該申請者に対して通知します。
- (2) 入札参加資格がないと確認した者に対しては、確認通知書にその理由を付することとします。
- (3) 入札参加資格がない旨を通知された者は、無資格理由に不服がある場合、入札日前3日までに書面（様式第3号）を持参し、説明を求められます。

書面が提出されたときは、速やかに審査を行い、書面を受理した日の翌日から2日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に書面（様式第4号）で回答します。

説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、(1)の通知を取り消し、回答に併せて改めて入札参加資格のある旨の通知を行います。

- (4) 提出された確認申請書およびその添付書類は、返還せず、また公表しません。

6 本公告に対する質問及び回答

- (1) 本公告に対する質問は、次のとおり文書（愛知県尾張水道事務所長あてとし、代表者名によるもの（様式自由））を持参、電子メール、郵送またはファクシミリにより提出してください。

なお、電子メール、郵送またはファクシミリで提出する場合は、必ず電話にて着信の確認を行ってください。

ア 提出先

3(1)に同じ。

電子メールアドレス：owari-suido@pref.aichi.lg.jp

ファクシミリ：(0586)45-8490

イ 受付期間

令和7年1月17日(金)から令和7年2月3日(月)（日曜日、土曜日及び休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 上記の質問に関する回答は、質問書受領後速やかに行います。なお、その回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア 閲覧場所

3(1)に同じ。

なお、下記のホームページにおいても閲覧できます。

ホームページアドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/owari-suido/>

愛知県尾張水道事務所トップページ > 尾張水道事務所の入札・契約情報 > 入札公告 > 上記以外の案件

イ 閲覧期間

令和7年1月17日(金)から令和7年2月12日(水)（日曜日、土曜日及び休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

愛知県尾張水道事務所 2階 入札室
一宮市昭和三丁目3番28号
電話 (0586)45-1036

(2) 日時

令和7年2月13日(木) 午前10時00分

(3) その他

入札書(様式第7号)及び5の確認通知書を持参すること

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県企業庁財務規程(昭和55年企業庁管理規程第14号。以下「財務規程」という。)第162条に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を納めなければなりません。
- (2) 入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除するものとします。(財務規程第161条の規定による免除)
 - ア 保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 地方自治法施行令第167条の5の規定により企業庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断して(※)その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。※「過去の実績から判断して」とは、平成21年4月1日から公告の日までに、国、地方公共団体又は特殊法人等を契約相手として契約し、かつ履行された金属屑の売却の実績がある場合を指します。
- (3) 入札保証金の納付を行う者は、令和7年1月29日(水)午後5時までに愛知県尾張水道事務所管理課総務・管財グループに入札保証金納付方法通知書(様式第6号)を提出してください。入札保証金等の納付を行う場合は後日、納付の方法を示します。
- (4) 入札保証金の免除を受けようとする者は、令和7年1月29日(水)午後5時までに愛知県尾張水道事務所管理課総務・管財グループに入札保証金納付免除申請書(様式第5号)を提出してください。
 - ア (2)アにより入札保証金納付の免除を受けようとする者は、「入札保証金納付免除申請書」に入札保証保険の保険証書を添付して提出しなければなりません。
 - イ (2)イにより入札保証金納付の免除を受けようとする者は、「入札保証金納付免除申請書」に(2)イに示した実績を満たす契約書等の写しを添付して提出しなければなりません。ただし、添付書類については、4(3)イに示す書類により確認が可能な場合は、省略可能とします。
- (5) 落札者が(3)により納付した入札保証金は、入札終了後直ちに還付します。
- (6) 入札保証金等の納付がなく、入札保証金が免除される者であることを確認できない場合は、その者は入札に参加できません。また、その者が行った入札は無効となります。さらに、落札決定後に、この落札者の行った入札が無効であることが確認された場合は、落札決定を取り消します。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の最高の価格をもって入札をした者を落札者と決定します。なお、最高の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない愛知県の職員にくじを引かせます。

- (2) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。ただし、入札執行回数は2回までとします。

10 入札の無効

財務規程第 159 条（入札の無効）の規定に該当する入札、確認書類に虚偽の記載をした者の入札、愛知県建設工事入札者心得書において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札及び入札参加資格のない者がした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は入札参加資格のない者に該当します。

11 契約書の作成の要否

要（別紙案のとおり）。

12 売買代金支払方法

納入通知書により県の指定する期日までに納入するものとします。

13 特定の不法行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合は、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に合わせて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置、又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県会計局指名停止取扱要領、愛知県企業庁指名停止等取扱要領及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、受注者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

14 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨に限ります。
- (2) 入札参加者は、本公告及び愛知県建設工事関係入札者心得書を熟読し、公正かつ適正に入札してください。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、愛知県会計局指名停止要領及び愛知県企業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (4) 提出書類の記載内容が不明確で本案件の入札参加資格等を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (5) 履行期限は事情により変更することがあります。

- (6) 電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは7Mb以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。
- (7) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約を希望する場合は（別紙）電子契約利用申込書により、入札保証金納付免除申請書（様式第5号）または入札保証金納付方法申請書（様式第6号）の提出時に併せて提出してください。
- (8) 問い合わせ先（関連情報を入手するための照会窓口）
3(1)に同じ。